

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○町を市とすることに伴う郡の人口	(市町村課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)	(同)	一
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	二
○保安林の指定に関する通知内容の揭示	(同)	二
○保安林の指定実施要件の変更	(同)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)	(防災砂防課)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	四
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	四
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	四
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧	(農村振興課)	五
○特定開発行為に関する対策工事等の完了	(防災砂防課)	六
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	六
○教育委員会定例会の開催	(教育委員会)	六
○教育委員会定例会の開催	(収用委員会)	七
○国道四十五号松崎北沢事件裁決手続開始決定		七

ページ

告 示

○宮城県告示第八百二十六号

平成二十八年十月十日から黒川郡富谷町を富谷市とすることに伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項の規定による黒川郡の人口は、次のとおりである。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡 四二、三三八人

○宮城県告示第八百二十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五二七〇〇七〇一	事業所の名称及び所在地	放課後等デイサービスフアイン富谷町あけの平三丁目十五一九	指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	株式会社 テンダーカラー	指定年月日	平成二十八年十月一日
-------	------------	-------------	------------------------------	--------------	------------	------	--------------	-------	------------

○宮城県告示第八百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二六三〇〇六一	事業所の名称及び所在地	七ヶ浜ホーム 七ヶ浜町東宮浜字左道二一〇一	指定障害福祉サービスの種類	共同生活援助	設置者名	社会福祉法人 はらから福祉会	指定年月日	平成二十八年十月一日
-------	------------	-------------	-----------------------	---------------	--------	------	----------------	-------	------------

○宮城県告示第八百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二〇〇五四六	事業所の名称及び所在地	登米市立米谷病院 登米市東和町米谷字 元町二〇〇番地	指定障害福祉サービスの種類	短期入所	設置者名	登米市	指定年月日	平成二十八年 十月一日
-------	-----------	-------------	----------------------------------	---------------	------	------	-----	-------	----------------

○宮城県告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字深田二六六の七

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、次のように保安林に指定した旨、平成二十八年九月十六日付け森整第二百六十一号で関係者宛て通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南三陸町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字長清水二四

二 所在が不明である者の住所氏名

神奈川県川崎市高津区新作一丁目六番一〇号

須藤 浩

三 通知の内容

一の森林について、平成二十八年九月十六日宮城県告示第七百五十五号で告示したとおり保安林に指定した。

○宮城県告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町宮床字高山二八の一、二八の三、二八の五、二八の一〇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害 の発生原因となる 自然現象	区域の所在地	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に 関する事	縦覧場所
-------	--------------------------	--------	------------------------------	------

石倉南沢	石倉前沢2	内川	石羽沢2	石羽沢	東山沢	川下沢2	川下沢	中下沢	中作沢1・2	中作沢1	宮脇沢	清水沢2	清水沢	細田沢	根形の2	根形の1	船岡南一丁目3	館山	金谷	の種類
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
伊具郡丸森町字石倉(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字石倉(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字石倉(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字石倉(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字石倉(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字川下(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字川下(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字川下(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字中下(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字中下(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字宮脇(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字清水(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字清水(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字細田(次の図のとおり)	柴田郡柴田町船岡西二丁目(次の図のとおり)	柴田郡柴田町船岡西二丁目(次の図のとおり)	柴田郡柴田町船岡南一丁目(次の図のとおり)	柴田郡柴田町船岡西一丁目(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字村田字金谷(次の図のとおり)	柴田郡村田町大字村田字金谷(次の図のとおり)	の種類
																			項	
																			次の図のとおり	
																			宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城大河原土木 事務所	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい

清水	平館	中下	川下の3	川下の2	石倉	馬測の2	馬測の1	向原	上滝	向原沢	牛子沢2	薄平沢2	薄平沢	牛子沢1・2	牛子沢1	向原	石倉沢2	石倉沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
伊具郡丸森町筆甫字細田(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字平館(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字中下(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字川下三(次の図のとおり)	伊具郡丸森町筆甫字川下二(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字石倉(次の図のとおり)	伊具郡丸森町馬測(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字牛子(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字牛子(次の図のとおり)	伊具郡丸森町不動(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字牛子(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字牛子(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字薄平(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字蔵平(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字牛子(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字向原(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字和田西(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字和田西(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字和田西(次の図のとおり)

て縦覧に供する。

○宮城県告示第八百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
鷲神の崩壊	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町鷲神浜、桜ヶ丘（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災防務課及び宮城県東部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定によりした次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
鷲神の崩壊	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町鷲神浜、牡鹿郡女川町桜ヶ丘（次の図のとおり）	宮城県土木部防災防務課及び宮城県東部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
古田沢土石流	伊具郡丸森町筆甫字古田（次の図のとおり）	宮城県土木部防災防務課及び宮城県大河原土木事務所	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百三十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九條第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十八年九月三十日	森 由吉	二級建築士	第二百五十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	菅野 弘	二級建築士	第二百五十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	佐光 習	二級建築士	第二百五十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	渡辺 千里	二級建築士	第二百六十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	日野 徳衛	二級建築士	第二百七十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	相原 忠三	二級建築士	第二百七十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	松山 春吉	二級建築士	第二百八十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	川田清治郎	二級建築士	第二百九十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

平成二十八年九月三十日	立花 利秋	二級建築士	第三百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	中村 誠宇	二級建築士	第三百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	大和 林作	二級建築士	第三百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	相澤 長吉	二級建築士	第三百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	相澤儀右工門	二級建築士	第三百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	佐藤 幸二	二級建築士	第三百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	菅原 勝治	二級建築士	第三百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	内海 喜助	二級建築士	第三百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	板垣 安貞	二級建築士	第三百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	菊田 留作	二級建築士	第三百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	加藤 由藏	二級建築士	第三百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	小野寺 進	二級建築士	第三百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	高橋權左工門	二級建築士	第三百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	佐藤 直藏	二級建築士	第三百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	加藤 省吾	二級建築士	第三百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	菊地 直澄	二級建築士	第三百三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	佐々木力之助	二級建築士	第三百二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	小野寺 稔	二級建築士	第二百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	小野賢児郎	二級建築士	第二百九十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	菊地 末治	二級建築士	第二百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十八年九月三十日	三浦謙之助	二級建築士	第三百六十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	中野 兵吉	二級建築士	第三百六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	大沼五次郎	二級建築士	第三百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	大泉 春藏	二級建築士	第三百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	鈴木寅治郎	二級建築士	第三百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	村上庄太夫	二級建築士	第三百七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	佐々木直衛	二級建築士	第三百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	千葉 米藏	二級建築士	第三百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年九月三十日	色川 利治	二級建築士	第三百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

○県営名取地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができ。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
 県営名取地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年十月十一日から平成二十八年十一月九日まで

三 縦覧場所

名取市役所、仙台市太白区役所及び岩沼市役所

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十八年十一月九日
- 2 提出方法 宮城県仙台地方振興事務所長宛て提出してください。
送付先 〒九八一―八五〇五 宮城県仙台市青葉区堤通南宮町四―十七
電子メールアドレス s d s g s i n k s @ p r e f . m i y a g i . j p
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、名取市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○次の特定開発行為に関する対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により公告する。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 開発区域

牡鹿郡女川町桜ヶ丘一番二 外百十一筆

面積 三万八百二十六・九四平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

牡鹿郡女川町女川浜字女川百三十六

女川町長 須田 善明

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市牛野字伊藤九番一、十番三

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区西中田二丁目五番三十号ソレユ

南仙台二百五

大友 秋雄

仙台市太白区西中田二丁目五番三十号ソレユ

南仙台二百五

大友 るみ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 クライアントシステム用サーバ②賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年十月三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 三億六千六百六十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年八月九日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十八年十月十一日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

- 一 日時 平成二十八年十月十八日 午後一時三十分
- 二 場所 教育委員会会議室
- 三 事件

- 第一号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について
- 第二号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

